

山梨県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県内における既存住宅の流通促進と空き家の発生抑制を図るため、公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会（以下「補助事業者」という。）が行う既存住宅の売買時の既存住宅状況調査の普及・促進を図る取り組みに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既存住宅状況調査

既存住宅状況調査技術者が行う建物の構造耐力上、主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第15条の7各項に規定するものの状況の調査であって、既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号）によるものをいう。

(2) 既存住宅状況調査技術者

経年変化その他の建物に生じる事象に関する知識及び能力を有する者として、宅地建物取引業法施行規則第15条の8第1項に規定する者をいう。

(補助金の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、既存住宅状況調査技術者が既存住宅状況調査及び必要に応じてこれに付随して行う給排水管路の調査（以下「既存住宅状況調査等」という。）を実施した既存住宅1戸に対して行う助成金を交付（ただし、一の既存住宅につき1回とする。）する事業とする。

2 前項の既存住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 山梨県内に所在する既存の住宅

(2) 居住を目的として、売買に供する一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。）

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費、これに対する補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、補助事業に着手する前までに、知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) その他知事が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第4号）により補助業者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- （3）補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- （4）知事は、第5条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- （5）知事は、第5条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（実績報告書）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の3月12日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）に次の書類を添え、知事に提出しなければならない。

- （1）事業報告書（様式第2号）
- （2）収支決算書（様式第3号）
- （3）その他知事が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第7条第1項第1号の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付方法）

第10条 補助金の交付は、精算払とする。ただし、知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第12条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月5日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日に効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別 表

補助区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
既存住宅状況調査への助成に対する経費	既存住宅状況調査費	既存住宅状況調査等を行った既存住宅1戸につき、既存住宅状況調査等に要した経費の1／2	既存住宅状況調査等に係る助成を行う既存住宅1戸につき5万円
	附帯事務費	定額	既存住宅状況調査等に係る助成を行う既存住宅1戸につき2,280円

様式第 1 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

年度山梨県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、山梨県既存住宅状況調査普及促進事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 交付申請額 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書 (様式第 2 号)
 - (2) 収支予算書 (様式第 3 号)
 - (3) その他必要な書類

様式第2号

年度山梨県既存住宅状況調査普及促進事業計画（報告）書

事業名	事業内容
合計	
事業完了 （予定） 年月日	

様式第3号

年度山梨県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金収支予算（決算）書

1 収入の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	増 減	適 要
計			

2 支出の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	増 減	適 要
計			

申請者 所在地
団体名
代表者名

山梨県知事

年度山梨県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日 付け 第 号で申請のあった 年度山梨県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和 3 8 年山梨県規則第 2 5 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第 7 条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付けで申請のあった既存住宅状況調査普及促進事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - （1）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の 2 0 % 以内の経費の配分の変更
イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - （3）補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 山梨県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金交付要綱第5条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
- ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付決定をした年度の3月12日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

年度山梨県既存住宅状況調査普及促進事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止、廃止）したいので、山梨県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項第 号の規定により、申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 変更（中止、廃止）の理由
- 3 変更（中止、廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

年度山梨県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助事業の名称

2 補助事業の交付決定額 円
補助金の精算額 円

3 添付書類

(1) 事業報告書 (様式第 2 号)

(2) 収支決算書 (様式第 3 号)

(3) その他添付書類

4 支払の方法

(1) 現 金 指定金融機関名

(2) 口座振替 振替先銀行名

口 座 名

預金種別 (当座・普通)

No.

申請者 所在地
団体名
代表者名

山梨県知事

年度山梨県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金額の確定通知書

年度山梨県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金の交付額について、山梨県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

確 定 額	円
概算払済み額	円
精 算 払 額	円
返 納 額	円

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

年度山梨県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金について、山梨県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり概算払の請求をいたします。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

(1) 現 金 指定金融機関名

(2) 口座振替 振替先銀行名

口 座 名

預金種別 (当座・普通)

No.

様式第 9 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

年度山梨県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の確定報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた山梨県既存住宅状況調査普及
促進事業費補助金について、山梨県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金交付要綱第 11 条第
1 項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金額
- 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額
- 4 補助金返還額（3－2）

その他添付書類
返還額に係る積算の内訳等